

改正案

現行

（電磁的記録）

第二十三条の二 法第六十六条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）（X六二二三）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

（新設）

2| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一| トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二| ポリニューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一| 提出者の名称
- 二| 提出年月日